

直結給水条件承諾書

年 月 日

(あて先)

水俣市水道事業

水俣市長

(給水装置工事申込者)

住 所

氏 名

電話番号

(給水装置設置場所)

住 所

建築物の名称

(給水装置工事施行者)

氏名又は名称

電話番号

給水方式を3階直結式給水又は直結増圧式給水とすることについて、次のことを承諾します。

1 3階直結直圧式給水及び直結増圧式給水に共通する事項

(1) 直結給水には、受水タンクのような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときに水の使用ができなくなることを承知しています。

(2) 損害補償

3階直結直圧式給水又は直結増圧式給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、水道局、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。

(3) 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に本給水装置が条件付であることを熟知させます。

また、部屋の賃貸をする場合は、本給水装置が条件付であることを関係者に熟知させます。

(裏に続く)

(4) 既設給水装置の使用責任

既設給水装置又は給水設備の給水方式を3階直結直圧式給水又は直結増圧式給水に改造した場合、これに起因する漏水、赤水等が発生したときは、配管の布設替等を使用者又は所有者の責任においておこなうこととし、水道局の指示に従い直ちに改善をします。

(5) 条例・規程の遵守

この条件承諾書に定めのあることその他、3階直結直圧式給水又は直結増圧式給水の取扱い上必要な事項については、水俣市水道条例及び水俣市水道条例施行規程を遵守して施行します。

(6) この条件承諾書に定める条件を使用者及び所有者に周知徹底し、3階直結直圧式給水及び直結増圧式給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局には一切迷惑をかけません。

2 直結増圧式給水に関する事項

(1) 故障時の対応

停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。

また、直結給水栓を設置しない場合は、申請者の責任で他の方法による応急給水で対処します。

(2) 断水、濁水、減水時の対応

増圧給水設備及び減圧式逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うとともに、必要となる修繕を行います。